

平成 24 年 4 月 3 日

各区役所
窓口サービス課長 様
保険年金担当課長 様

福祉局生活福祉部
国保収納対策担当課長
(担当：東谷、吉原)

生活保護世帯からの国民健康保険料の徴収等について（通知）

標題について、今般、別紙のとおり大阪府から通知があり、①生活保護世帯からの自主納付の可否及び、②生活保護世帯への滞納処分の執行停止の適用、の 2 点について厚生労働省の見解が示されたところです。

取り急ぎ、別紙資料を送付いたしますので、今後の事務の取扱いにご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、平成 21 年 7 月 10 日付「国民健康保険料における滞納処分の停止について」による事務取扱については、追って修正文を送付いたします。

国 健 第 3 4 2 8 号
平成 2 4 年 3 月 2 7 日

各市町村国民健康保険主管課長 様

大阪府福祉部国民健康保険課長
(公 印 省 略)

生活保護世帯からの国民健康保険料(税)の徴収等について (通知)

標記について、今般、厚生労働省に疑義照会を行ったところ、別紙の内容のとおり回答がありましたので、今後の保険料(税)の徴収等については、留意のうえ行ってください。

なお、収納対策については、保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めてください。

【連絡・問い合わせ先】

国民健康保険課 企画グループ 担当:南

直 通06(6944)6359

代 表06(6941)0351 内線2479

FAX06(6944)6684

E-mail: MinamiTak@mbox.pref.osaka.lg.jp

【質問1】

生活保護制度の被保護者（以下「被保護者」という。）となるまでに賦課された保険料（税）の滞納金（以下「被保護前滞納金」）について、被保護者の同意を得たうえで保険料（税）を徴収することは、生活保護法第57条（公課の禁止）に違反するのか。

違反しない場合において、被保護者の同意のもと徴収することは、生活保護制度には医療保険料に関する扶助がないこと等から、適切でないと考えるが如何か。

回答（厚生労働省保険局国民健康保険課）

生活保護受給者であっても、滞納金を被保護者本人の意思に基づき任意で支払うことは可能であるが、関係部署と連携して住民個々の状況を踏まえ、適切に対応いただきたい。

【質問2】

被保護前滞納金がある被保護者にかかる、地方税法第15条の7第1項第2号（滞納処分の停止の要件等）の適用について次のいずれによるべきか。

- ①当該条項に該当するものとし、速やかに滞納処分の停止を行うべき。
- ②当該条項に該当する可能性があるものとして、速やかに当該被保護者の生活状況等を把握したうえで、同条項に該当すると認められる場合には、滞納処分の停止を行うべき。

回答（厚生労働省保険局国民健康保険課）

①のとおり、地方税法第15条の7第1項第2号（滞納処分の停止の要件等）に該当するため、速やかに、滞納処分の執行停止をするべきである。

【参考：国税徴収法基本通達】

第153条関係 滞納処分の停止の要件等
（生活の窮迫）

- 3 国税徴収法第153条第1項第2号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者（個人に限る。）の財産につき滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（法第76条第1項第4号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう。

※地方税法第15条の7及び国税徴収法第153条は、「滞納処分の停止の要件等」を規定している。